二　せんを使用してする遊漁の場合

| 魚種 | 遊漁料 |
|---|---|
| えび | 一日　千円 |

2　遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

一　十和田湖増殖漁業協同組合事務所　青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四百八十六番地

二　十和田湖ふ化場　秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字生出

三　民宿・食事処根岸屋　青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔子ノ口四百六十八番地

四　うたるぐ荘　青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔宇樽部七十六番地一

五　レークサイド山の家　秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字銀山一番地七

六　招仙閣　秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字銀山十二番地三

七　東北つばめ石油販売株式会社十和田湖畔給油所　秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字休平六十四番地六

（遊漁承認証に関する事項）

**第九条**　組合は、第二条第三項の規定による承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

**第十条**　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2　遊漁者は、船釣りをする場合には、組合が貸与した標識を遊漁船の見やすい場所に掲げなければならない。

3　遊漁者は、遊漁に際して、漁場監視員が次条第一項の指示を行った場合には、これに従わなければならない。

4　遊漁者は、遊漁に際して、他の遊漁者と適当な距離を保つとともに、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

**第十一条**　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2　漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

（違反者に対する措置）

**第十二条**　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

**附　則**

第四条の規定にかかわらず、ひめますの船釣りにあっては平成二十六年四月一日から同年六月二十日まで及び同年七月十一日から同月二十日まで、ひめますの岸釣りにあっては同年一月一日から同年六月二十日まで及び同年七月十一日から同月二十日まで並びにさくらますにあっては同年一月一日から同年二月二十八日までの間は、遊漁期間とする。

四　遊漁規則の施行の日　平成二十六年一月一日

別記様式第1号

遊　漁　承　認　証

No.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者
住　所
氏　名　　年齢

承認期間
魚　種
漁具・漁法
遊漁区域
遊　漁　料

発行者
十和田湖増殖漁業協同組合　㊞

注）裏面には、遊漁者に対する注意事項及び組合が行う増殖事業に関する事項等を記載する。

別記様式第2号

漁　場　監　視　員　証

No.

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

氏　名　　年齢

有効期間

発行者
十和田湖増殖漁業協同組合　㊞